

会 務 細 則

制定 平成 28 年 6 月 20 日

改正 平成 29 年 6 月 19 日

改正 平成 29 年 12 月 18 日

改正 2020 年 7 月 20 日

改正 2021 年 1 月 18 日

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人市民後見人の会（以下「本会」という。）の組織として置かれた、事務局、各部会そして後見活動について、その役割を明確にし、効率的な事業展開に資することを目的として定める。

(事務局長)

第2条 事務局長は、理事の中より、理事会において決定し、理事長がこれを委嘱する。

(部会長)

第3条 部会長は、理事の中より、理事会において決定し、理事長がこれを委嘱する。

(財務担当理事)

第4条 財務担当理事は、理事の中より、理事会において決定し、理事長がこれを委嘱する。

(委員)

第5条 事務局、部会を運営するために、各委員を置く。委員は、事務局会議及び部会において決定し、事務局委員は事務局長が、部会委員は部会長が委嘱する。尚、事務局長及び部会長は、決定した委員について理事会に報告するものとする。

(会務)

第6条 会務とは、本会の運営のため設けた組織、はたらきで以下のものをいう。

1. 後見活動

本会の主軸となる活動で、法定後見人等の業務を行うこと

2. 事務局及び部会活動

会務細則別添による。

3. 事務所当番

事務所当番細則による。

4. 講演活動

外部団体から本会へ講師依頼要請があり、本会が本会会員を派遣する活動をいう。

5. その他活動

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会で審議し、議決して行う。

付則

1. この細則は、2021年1月18日より施行する。
2. 本会の組織は会務細則別添「組織図」による。

(管理責任者：事務局長)

<B-2 会務細則 別添>

I.事務局

1. 総務

- ① 総会の運営事務
- ② 理事会の運営事務
- ③ 業務指導委員会の運営事務（資料作成は後見部会）
- ④ 法人運営関連事務（東京都への NPO 関連手続き、法務局対応等）
- ⑤ ボランティア保険の事務
- ⑥ 事務所当番の運営管理
- ⑦ 事務局会議の運営事務
- ⑧ 事務用品の管理
- ⑨ 規程類の管理
- ⑩ 総会時における会員向けガイダンス
- ⑪ 社協等の対外的の窓口
- ⑫ 事務所の管理

2. 財務

- ① 会計（寄付金に関する含む）業務
- ② 予算管理（各部会、事務局の年度予算、実施状況管理）
- ③ 会費徴収、未納者通知
- ④ 謝金細則による支払事務
- ⑤ 社協助成金に関する事務

3. 会員管理

- ① 会員名簿の作成管理
- ② メーリングリスト（全会員、理事会、事務局、各部会、申請のあったもの）管理
- ③ 会員の名刺配布事務
- ④ 支援員名簿管理
- ⑤ 支援員の管理（次年度の意思確認、推薦事務、仕事内容アンケート等）

II.後見部会

1. 後見事務報告書のチェック・監督人への提出

2. 毎月の後見事務日誌の収集

3. 『後見事務の実務』の作成管理

- ① 「報告書の記入要領」（監督人への後見報告書・市民後見人の会への報告書）の作成管理
- ② 「後見事務報告書について（4 か月ごと）」、「報酬付与申立書について」の管理

4. 後見業務管理資料の作成管理

- ③ 後見人等活動状況一覧
- ④ 報酬付与申立・後見報告月表一覧
- 5. 新入会員（後見担当希望者）ガイダンス及び面談の実施
- 6. 社協支援員への推薦候補者の選任
- 7. 年度研修計画に基づく「勉強会」（後見担当者＜社協支援員含む＞対象）の実施（年 3 回以上）
- 8. 新事件の正担当者、副担当者の候補者及び既事件の担当者交代案の作成
- 9. 業務指導委員会の資料作成
- 10. 後見業務担当者の謝金集計（⇒承認は事務局長）
- 11. 家裁情報の収集・広報
- 12. 監督人・後見人等連絡会の運営事務
- 13. 社協「成年後見人報酬等助成事業要綱」、「事業立替基金」の運用に関する事務
- 14. 住居施設相談会の実施

Ⅲ.広報部会

- 1. 成年後見制度普及
 - ① 後見制度普及のための DVD 等上映会等の運営
 - ② 各種集まりでの講演、講師派遣
- 2. HP の作成、管理
- 3. 会報の作成、配布、管理
- 4. インターネット情報の発信、管理
- 5. 本会のパンフの作成、管理
- 6. 品川区地域活動課協働推進係との連携（会議出席、パンフ設置等）
- 7. 品川区関連行事（品川区社会貢献活動展等）への参加

Ⅳ. 研修・相談部会

- 1. 本会の年度研修計画の企画策定
- 2. 市民後見人養成講座運営
- 3. 同上フォローアップ講座運営
- 4. 「スキルアップ講座」（全会員を対象に見学会、講演会等）運営（年 2 回以上）
- 5. 認知症カフェ（こうけんカフェ）運営
- 6. 後見相談事業運営

以上